

マナーを守って

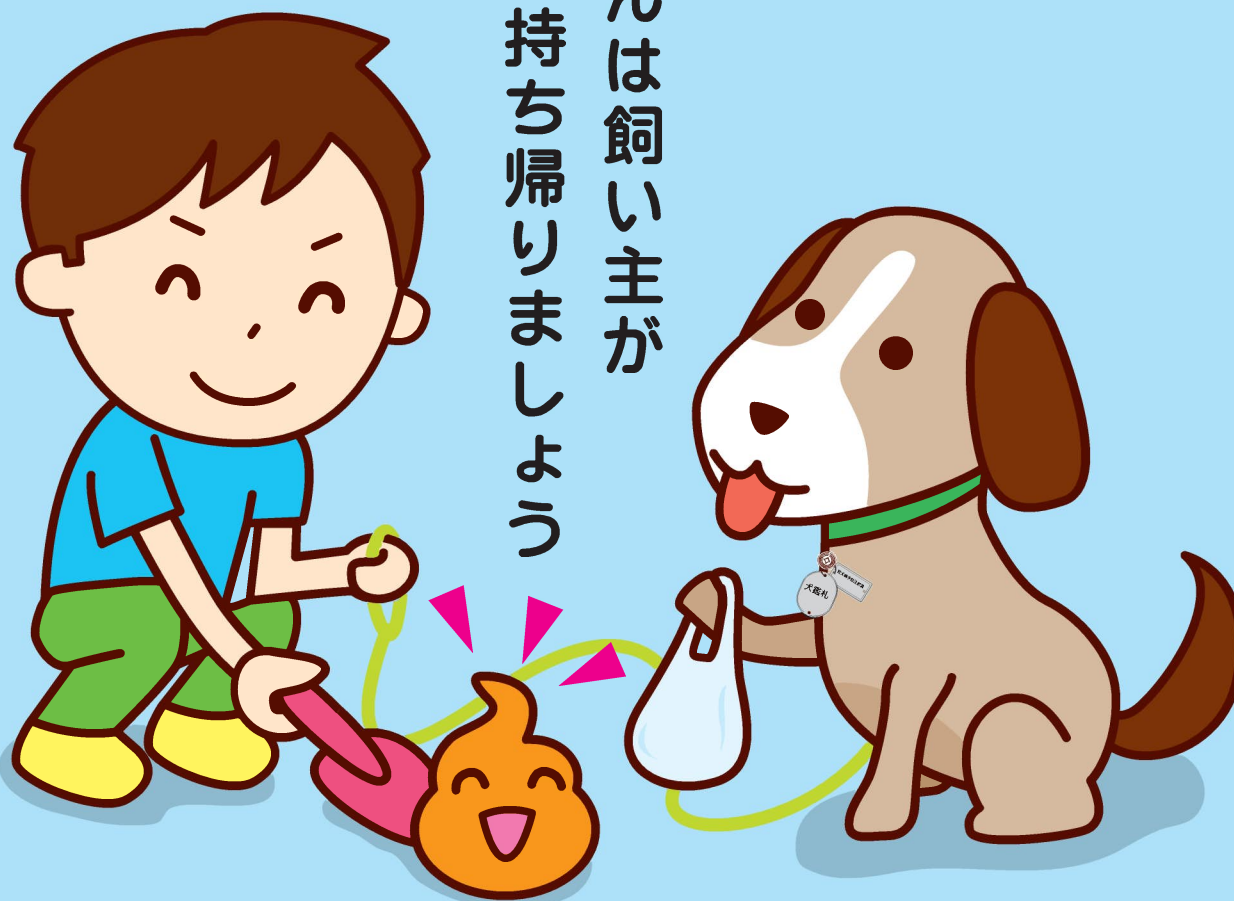
きれいなまちを

ふんは飼い主が

持ち帰りましょう

尿には水を

かけましょう



ペットのふん・尿の適正処理は、埼玉県動物の愛護及び  
管理に関する条例により、飼い主に義務づけられています。

川口市